

PCA Hub eDOC

電子帳簿保存（電子取引） マニュアル



目次

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存について	3
「電子取引」の制度とは.....	4
「電子取引」の対象となる事項.....	4
「電子取引（保存要件）」に対応した機能.....	5
「電子取引（保存要件）」と『PCA Hub eDOC』対応機能一覧表.....	7
システム概略図（電子取引）.....	13
PCA Hub eDOC（電子取引）運用サイクル例.....	16
PCA Hub eDOCフォルダ作成例.....	19

電子取引の取引情報に係る電 磁的記録の保存について

「電子取引」の制度とは	4
「電子取引」の対象となる事項	4
「電子取引（保存要件）」に対応した機能	5
「電子取引（保存要件）」と『PCA Hub eDOC』対応機能一覧表	7
システム概略図（電子取引）	13
PCA Hub eDOC（電子取引）運用サイクル例	16

「電子取引」の制度とは

課税事業者が取引情報（注1）を「電磁的方式により授受する取引（電子取引（注2）」を行った場合には、その取引情報を電磁的記録により保存しなければならないという制度です（新電帳法第7条）。

（注1）「取引情報」とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいいます。具体的には、いわゆるE D I取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含みます。）、インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引等をいいます。

（注2）「電子取引」とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます（電帳法第2条5項）。

「電子取引」の対象となる事項

所得税法及び法人税法では、取引に関して相手方から受け取った注文書、領収書等や相手方に交付したこれらの書類の写しの保存義務が定められていますが、同様の取引情報を電子取引により授受した場合には、その取引情報に係る電磁的記録を一定の方法により保存しなければならないこととされています。

「電子取引（保存要件）」に対応した機能

◆電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け

『PCA Hub eDOC』をご使用になる場合、当マニュアル、『PCA Hub eDOC』 Webマニュアルを速やかに画面表示及び書面に出力できるようにしておく必要があります。

『PCAHub eDOC』 Webマニュアルは[こちら](#)

◆見読可能装置（ディスプレイ・プリンタ）の備付け等

ディスプレイ及び、プリンタの性能や台数には法令上特に要件とはされていませんが、ディスプレイの備え付けと「速やかに出力することができる」ことを要件としています。なお、税務調査では帳簿書類を確認する場面が多いことから、税務調査にディスプレイ等を優先的に使用することができるよう、事前に調整などを行っておく必要があります。

◆検索機能の確保

以下の検索機能を確保しておく必要があります。

- (ア) 記録項目（取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先）を検索の条件として設定することができること。
- (イ) 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
- (ウ) 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

『PCA Hub eDOC』では、ユーザー定義プロパティに記録項目（取引日、取引金額及び取引先）を入力していただくことで、記録項目による検索を行うことができます。

検索方法については、『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「[記録項目を検索](#)」をご覧ください。

◆真実性の確保

次の（ア）～（エ）、いずれかの措置を行う必要があります。

- (ア) タイムスタンプが付された後の授受

『PCA Hub eDOC』では、相手方でタイムスタンプが付された注文書、領収書、請求書等を保存することができます。『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「[ファイルをアップロード](#)」をご覧ください。

- (イ) 速やかに（又はその業務の処理に係る通常の間期間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付す。括弧書の取扱いは、取引情報の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまで

の各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。

『PCA Hub eDOC』では、一般財団法人日本データ通信協会の認定を取得したセイコーソリューションズ株式会社が提供するセイコータイムスタンプサービスを使用していますので、相手方から受け取った注文書、領収書、請求書等やこれらの書類の写しについて、タイムスタンプを付与した保存をすることができます。

(ウ) データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用。

保存方法	① 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領 ② インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ
解説	相手方から受領し保存するまでに受領者側でデータの訂正削除が可能と考えますので、保存するシステムが「訂正削除ができないシステム」であったとしても「訂正削除ができないシステム」の要件は満たすことができません。

保存方法	③ 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用 ④ クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用 ⑤ 特定の取引に係るEDIシステムを利用
解説	取引情報（請求書や領収書等に通常記載される日付、取引先、金額等の情報）に係るデータについて、訂正削除の記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用していれば、電子取引の保存に係る要件を満たすと考えられます。

保存方法	⑥ ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用 ⑦ 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領
解説	一般的に受領者側におけるデータの訂正削除が可能と考えますので、受領したデータにタイムスタンプの付与が行われていない場合には、受領者側でタイムスタンプを付与すること又は事務処理規程に基づき、適切にデータを管理することが必要です。

『PCA Hub eDOC』では、「③、④、⑤」の保存方法に対応したサービスではないため、「訂正削除ができないシステム」の要件を満たしていません。

(エ) 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け

真実性を確保する観点から、「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を整備する必要があります。

※国税庁ホームページに掲載の（各種規定サンプル）をご覧ください。

「電子取引（保存要件）」と『PCA Hub eDOC』 対応機能一覧表

《授受及び、保存要件》タイムスタンプ

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
1.タイムスタンプ付与機能	
1-1.対象の電子取引データに対して、一般財団法人日本データ通信協会の認定を取得したタイムスタンプサービスによるタイムスタンプを付与できる。	一般財団法人日本データ通信協会の認定を取得したセイコータイムスタンプサービスのタイムスタンプを付与することができます。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 タイムスタンプを手動で付与 」をご覧ください。

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
2.タイムスタンプ検証機能	
2-1.タイムスタンプ付与後の電子取引データおよびタイムスタンプの変更の有無を、タイムスタンプを付与した単位で確認できる。	タイムスタンプの検証機能のより、タイムスタンプの変更の有無を付与した単位で確認することができます。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 タイムスタンプを検証 」をご覧ください。
2-2.課税期間（年月日）の範囲を指定して、複数の電子取引データおよびタイムスタンプに対して一括してタイムスタンプ検証の機能を実行できる。	ユーザー定義プロパティに取引日（課税期間）が登録されている場合、取引日（課税期間）の範囲を指定して、タイムスタンプの検証を一括で行うことができます。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 タイムスタンプを検証 」および、「 記録項目を検索 」をご覧ください。
2-3.電子取引データに付与したタイムスタンプの時刻を検証用プログラムの画面などで確認できる。	タイムスタンプの検証結果をcsvファイルに出力して、（出力項目）タイムスタンプ検証詳細にてタイムスタンプの時刻を確認することができます。
2-4.タイムスタンプの信頼性の問題（有効期限切れ）があった場合は検知できる。	また、有効期限切れのファイルは、ステータスの内容が、「TSA証明書は有効期限が切れているか、まだ有効になっていないため無効です。」と記載されます。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 タイムスタンプを検証 」をご覧ください。

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
3.電磁的記録の保存担当者情報	
3-1.電磁的記録の保存担当者情報を保存することをマニュアルに記載している。 (保存担当者情報とは、氏名、ユーザID、社員番号等、担当者個人を特定できる情報のこと)	ファイルのアップロード時に作成者（保存担当者）が保存されます。作成者（保存担当者）のアカウントでログインする必要があります。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 プロパティ情報 」および、「 ユーザーの管理 」をご覧ください。

《授受及び、保存要件》保存期間

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
4.税法上の法定期間（7年間、または7年を越えて繰越欠損金の控除を行う場合はその控除期間中最長10年間）保存可能であること。 以下のいずれかに該当すること。 1) マニュアルまたは利用規約に、法定期間保存できることを年数を示して明記していること。 2) ユーザが電子取引で授受したデータ（訂正削除の履歴を記録するシステムの場合はその履歴も含む）をエクスポートできること。	『PCA Hub eDOC』の契約が有効である限り、税法上の法定期間（7年間、または7年を越えて繰越欠損金の控除を行う場合はその控除期間中最長10年間）を超えた保存が可能です。

◀可視性の確保▶検索

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
5.ディスプレイ表示	
5-1.電子取引の取引情報に係る電磁的記録が、ディスプレイの画面に、帳簿書類に準じた規則性を有する形式で表示され、出力される文字を容易に識別することができること	(ダウンロード)機能でファイルを出力した後に、パソコン等でご確認ください。 『PCA Hub eDOC』Webマニュアル「 ダウンロード 」をご覧ください。

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
6.印刷	
6-1.電子取引の取引情報に係る電磁的記録が、帳簿書類に準じた規則性を有する形式で印刷され、出力される文字を容易に識別することができる。または、タイムスタンプが付与された電磁的記録の表示画面のハードコピーを印刷できること。	(ダウンロード)機能でファイルを出力した後に、プリンタ等で印刷してください。 『PCA Hub eDOC』Webマニュアル「 ダウンロード 」をご覧ください。

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
7.書類またはデータの属性値の設定登録	
7-1.取引年月日その他の日付(「書類の区分ごとの取引年月日」、若しくは「書類に関連する仕訳計上年月日」、取引金額、取引先名を記録項目として設定することができる、その値を登録できる。	ユーザー定義プロパティにて、取引日、取引金額、取引先名を記録項目として登録することができます。 『PCA Hub eDOC』Webマニュアル「 記録項目を入力 」をご覧ください。

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
8.電子取引データの条件検索(共通)	
8-1.一課税期間を通して検索できる。	一課税期間を通して取引日を範囲指定にて検索することができます。
8-2.2つ以上の任意の条件をAND条件で検索できる。もしくは任意のひとつ目の条件の検索結果に対して任意のふたつ目の条件を指定して検索できる（絞り込み検索）	また、複数の条件AND検索することができます。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 記録項目を検索 」をご覧ください。
8-3.複数の記録媒体に電子取引データが保存されている場合など、一課税期間を通して検索できない場合は、四半期などの合理的な期間毎に範囲検索ができる。	クラウドサービスとして提供しているため、複数の記録媒体で検索するような事はありません。そのため、一課税期間を通して取引日（一課税期間）を範囲指定にて検索することができます。また、複数の条件AND検索することができます。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 記録項目を検索 」をご覧ください。

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
9.電子取引データの条件検索(記録項目)	
9-1.それぞれ値を条件にして検索できる。	取引日、取引金額、取引先名の記録項目について、以下の検索が可能です。
9-2.日付、金額に関する属性については、値の範囲を条件にして検索できる。	① 複数の条件でのAND検索 ② 取引日、金額については範囲検索 ③ 各記録項目の値が未設定であることを条件とした検索
9-3.値がないことを条件にして検索できる。	『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 記録項目を検索 」をご覧ください。

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
10.検索結果表示	
10-1.検索条件にヒットしたもののみがディスプレイに一覧表示できる。	検索結果を一覧表示することができます。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 記録項目を検索 」をご覧ください。
10-2.検索結果の一覧には各書類の記録事項が含まれる。	検索結果のすべてを選択して（プロパティのエクスポート）にてcsv出力することができます。csvファイルはEXCEL等で各書類の記録事項の一覧を印刷することができます。 『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 プロパティのエクスポート・インポート 」および、「 記録項目を検索 」をご覧ください。

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
11.電子取引データの検索結果印刷	
11-1.検索した結果は、検索条件にヒットしたもののみが紙に印刷できる。	<p>検索結果のすべてを選択して（プロパティのエクスポート）にてcsv出力することができます。csvファイルはEXCEL等で記録項目の一覧を印刷することができます。</p> <p>『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「プロパティのエクスポート・インポート」および、「記録項目を検索」をご覧ください。</p>
11-2.検索結果には電子取引データの記録事項が含まれる。	
11-3.名称で表記できる項目は、コード番号などだけではなく、名称あるいは数値で表記して紙に印刷できる。	

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
12.その他	
12-1.名称で表記できる項目は、コード番号などだけではなく、コード番号等に関連付けされている名称あるいは数値で表記してディスプレイに表示できる。	<p>基本プロパティ及び、ユーザー定義プロパティは名称及び数値にて表示されています。</p> <p>『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「プロパティ情報」または、「記録項目を入力」をご覧ください。</p>
12-2.電子取引データの種別（領収書、請求書、見積書、納品書、注文書などの種別）で検索できる。	<p>ユーザー定義プロパティ(国税関係書類)内のキーワードまたは、ユーザー定義プロパティ項目にて、電子取引データの種別を追加しておけば、検索することができます。</p> <p>『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「記録項目を入力」および、「記録項目を検索」をご覧ください。</p>

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
13.ダウンロード	
13-1.取引年月日その他の日付、取引金額、取引先と電磁的記録（または電磁的記録を参照できる情報）をダウンロードできる。	<p>（プロパティのエクスポート）により記録項目をcsv出力することができます。また、（ダウンロード）により電磁的記録を出力することができます。</p> <p>『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「プロパティのエクスポート・インポート」および、「ダウンロード」をご覧ください。</p>
13-2.ダウンロードした情報は表計算ソフト等で読み込める形式（CSV/TXT形式等）となっている。	

《システム関係書類の備え付け》システム概要書と操作説明書

内容	『PCA Hub eDOC』の対応機能
14.以下の内容が、マニュアルに記載または画面上に表示されている	
14-1.システム全体の構成概要がわかる図表、電子取引データの授受および保存機能の概要がわかる内容がマニュアル等に記載されていること。 (SaaSなどクラウドサービスの場合は、そのサービスで提供する機能の範囲内でのよい)	当マニュアルの「システム概略図（電子取引）」をご覧ください。
14-2.タイムスタンプ付与方法の説明 ※当マニュアルでは、受領後タイムスタンプを付す機能を搭載しています。	『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 タイムスタンプを手動で付与 」をご覧ください。
14-3.文書の新規登録方法の説明。	『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 ファイルをアップロード 」をご覧ください。
14-4.記録事項の入力方法の説明。	『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 記録項目を入力 」をご覧ください。
14-5.検索機能に関する説明。	『PCA Hub eDOC』 Webマニュアル「 記録項目を検索 」または、「 検索 」をご覧ください。

システム概略図（電子取引）

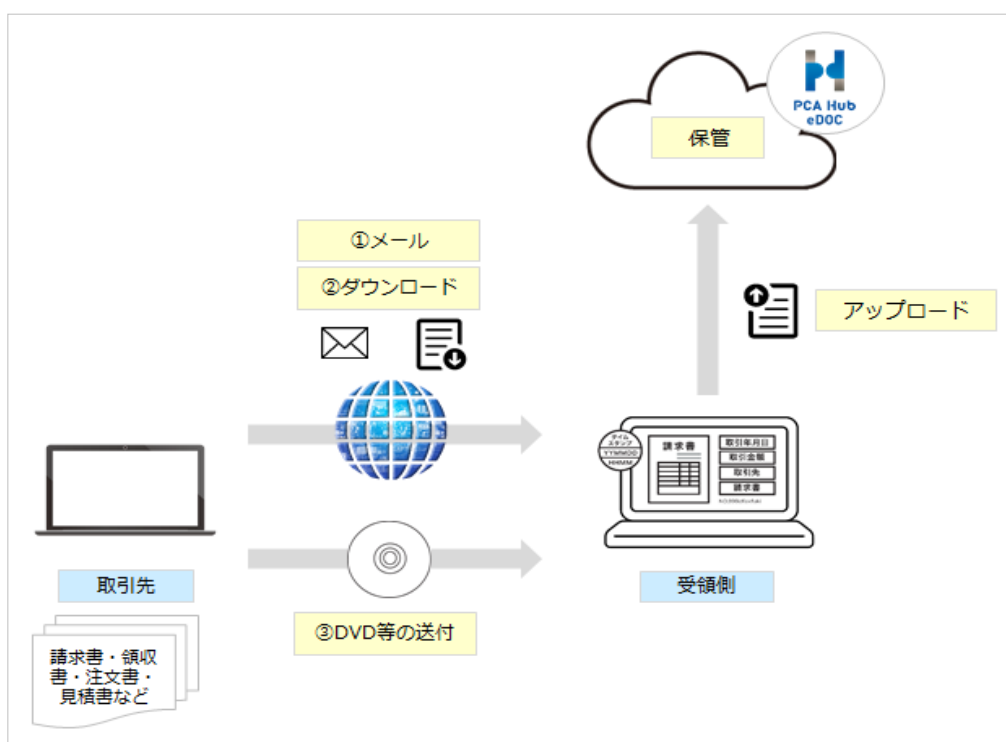
概要



『PCA Hub eDOC』はピー・シー・エー株式会社が提供する電子帳簿保存法（電子取引）に対応したクラウドサービスです。

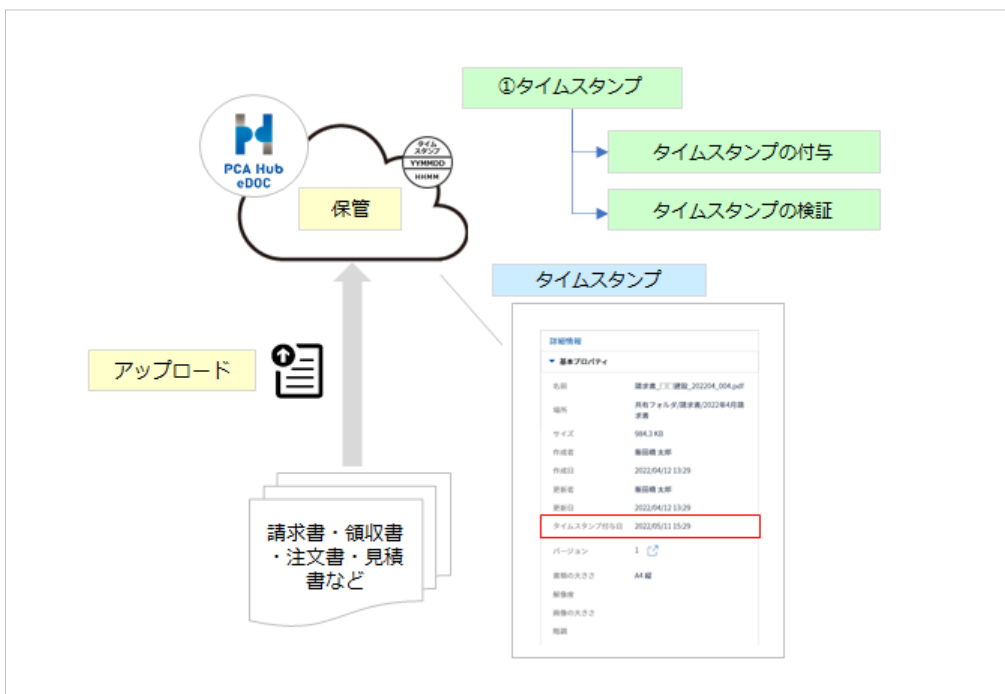
取引先から受領した電子取引を以下の①～③のケースにおいて、適切に保管します。

- ① 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
- ② インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）又はホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショットを利用
- ③ 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領

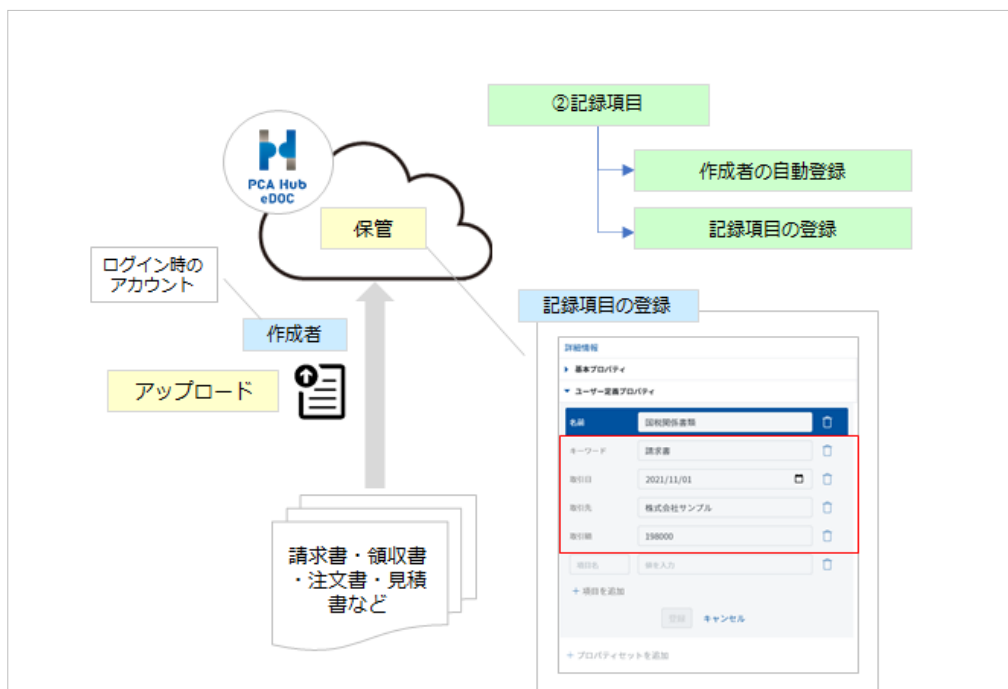


『PCA Hub eDOC』では、保管されたファイルに対して①～③について機能実装をしています。

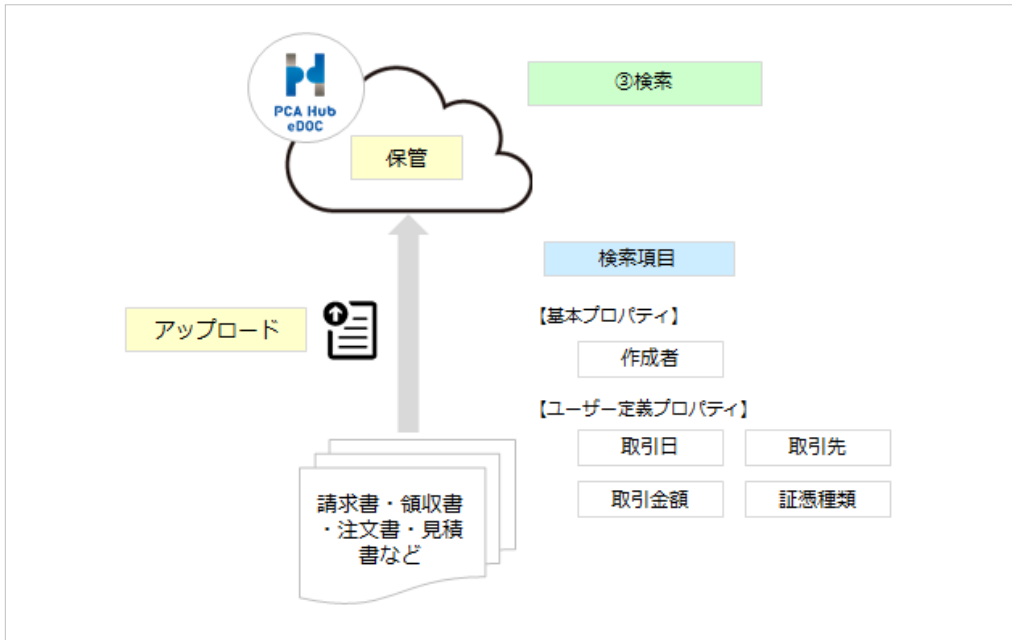
- ① 一般財団法人日本データ通信協会の認定を取得したセイコータイムスタンプサービスのタイムスタンプを付与することができます。また、タイムスタンプの検証機能も実装しており、（電子取引データ）が変更されていないことを確認します。



- ② アップロード保存された（電子取引データ）に対して、ログイン時のアカウント名（表示名）を作成者（保存担当者）として自動で登録します。作成者（保存担当者）は修正する事ができません。また、ユーザー定義プロパティにて記録項目（取引日、取引金額、取引先）を登録する事ができます。



- ③ ファイル名、作成者（保存担当者）および、登録されている記録項目（取引日、取引金額、取引先）、証憑種類についてand検索を行うことができます。



PCA Hub eDOC（電子取引）運用サイクル例

概要



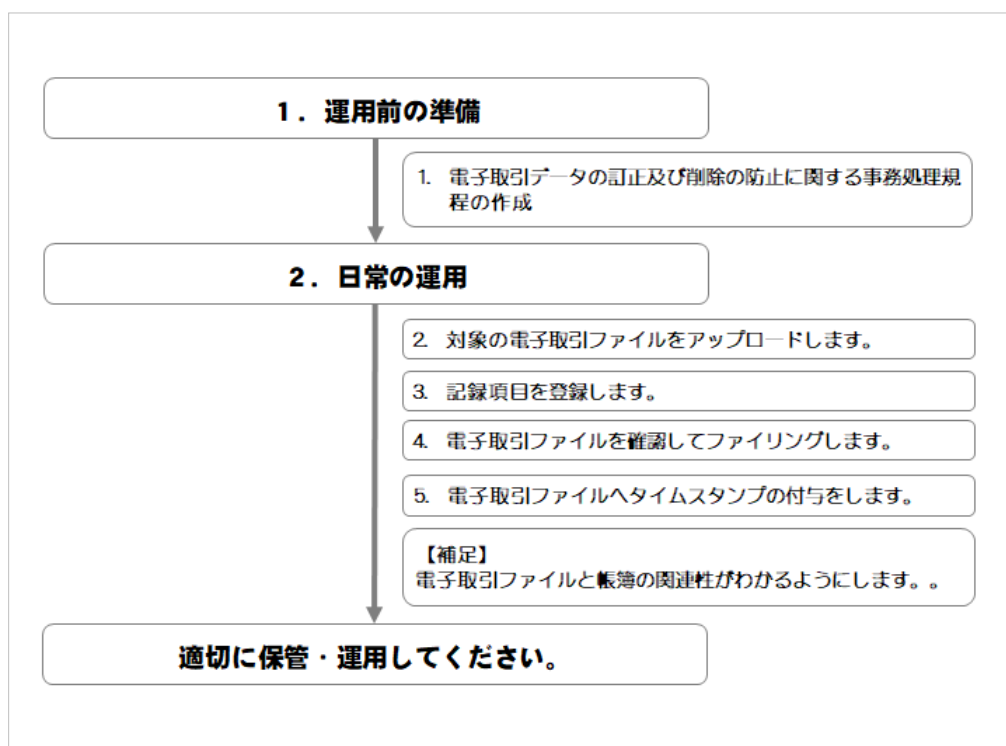
電子帳簿保存法（電子取引）に沿って『PCA Hub eDOC』で電子取引の保存を行うには、以下のような運用サイクルが必要になります。

※ここでは、代表的な運用例を説明しています。お客様の運用により、内容が一部異なる場合があります。

対象となる取引

具体的には、「請求書、注文書、契約書、送り状、領収書、見積書等の書類及び、それらの書類の写し等」を電子データとして授受、例えば、EDI取引、インターネット等による取引、電子メールによる取引（添付ファイルによる場合を含む。）、インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて授受する取引等をいいます。

電子取引データの保存を行う上での準備と運用例



運用前の準備

『PCA Hub eDOC』への保管前に、法的要件に対応するためのいくつかの準備を行います。以下を参考に、適切な準備をおこなってください。

1. 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程の作成 (規則第4条第1項第4号)

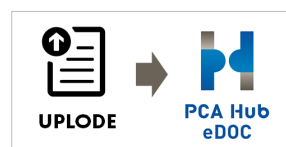
「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」は作成することが望ましいと言えます。

日常の運用

対象となる電子取引ファイルを『PCA Hub eDOC』にて保管します。電子取引運用に際しての以下の手順を参考に、社内の業務フローをご確認ください。

2. 対象の電子取引ファイルをアップロードします。

『PCA Hub eDOC』に自身のアカウントでログイン後、電子取引ファイルを一時保管フォルダにアップロードします。
※一時保管フォルダは、事前に作成しておきます。



3. 記録項目を登録します。

ユーザー定義プロパティ（国税関係書類）の追加にて記録項目（取引日・取引金額・取引先）を登録します。

日付・金額・取引先

以下、経理担当者の作業です

4. 電子取引ファイルを確認してファイリングします。

一時保管フォルダから電子取引ファイルを受け取り、確認が終了した電子取引ファイルをファイリング（移動）します。



5. 電子取引ファイルへタイムスタンプの付与をします。

タイムスタンプを付与します。
※設定により、自動でタイムスタンプが付与されます。



なお、運用前の準備で「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を作成している場合は、タイムスタンプは必要ありません。

【補足】電子取引ファイルと帳簿の関連性がわかるようにします。

『PCA Hub eDOC』に対応したPCA会計※をご利用の場合は、電子取引ファイルと仕訳データを紐づけることができます。



※帳簿と電子取引ファイルの関連性をもたせておくことで、税務職員からのダウンロードの求めに即座に対応することができます。下記、①②の方法があります。なお、②を選択した場合は、上記の「2、3、4」は不要となります。

- ① 『PCA Hub eDOC』に保管された電子取引ファイルのURLをコピーして、『PCA会計』の仕訳に追加することができます。
- ② PCA会計から電子取引ファイルをアップロードする事もできます。
ファイルを『PCA会計』から『PCA Hub eDOC』へのアップロードする場合、仕訳登録された項目（取引年月日、取引金額、取引先）が記録項目として、会計ソフトの情報（領域コード、領域名、会計期間、製品名、伝票情報（伝票日付、伝票番号、行番号））が関連項目として『PCA Hub eDOC』に登録されます。
また、『PCA会計』の仕訳にも『PCA Hub eDOC』にアップロードされたファイルのURLが追加されます。

※PCA会計DX(rev6.00)以降、PCA会計Hyper(rev6.00)以降

適切に保管・運用してください。

なお、電子帳簿保存法の改正や社内規程及び、社内運用等の変更については、税務署や税理士にご相談ください。

PCA Hub eDOCフォルダ作成例

概要



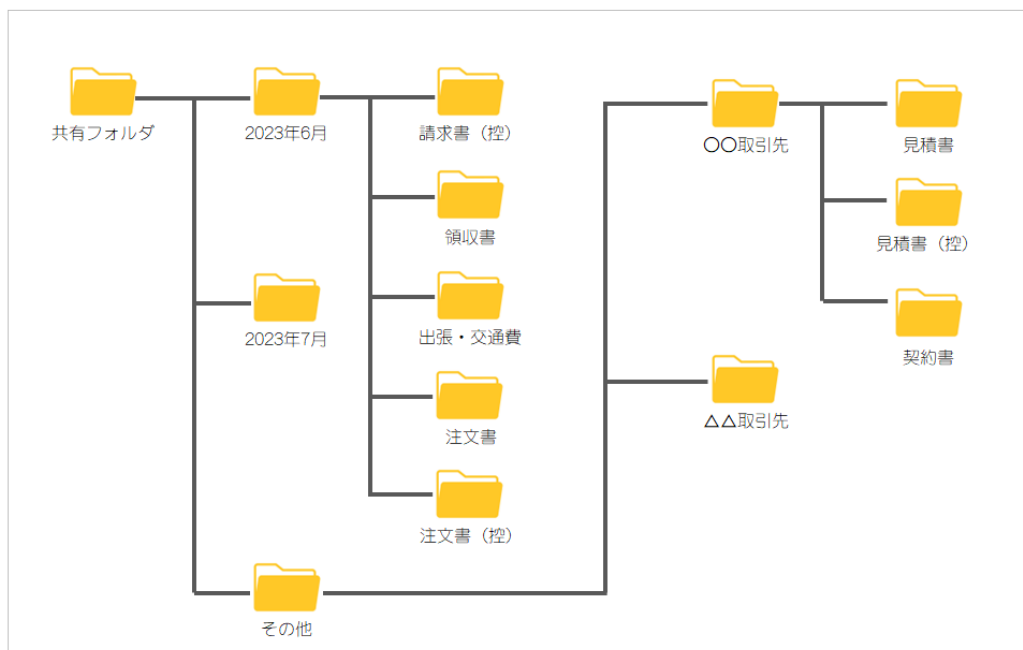
電子帳簿保存法における証憑保管のためのフォルダ作成例です。参考例としてご覧ください。

フォルダを作成する場合は、「新規」「フォルダ作成」を選択してください。



◆年月で作成

年月別のフォルダ作成例です。

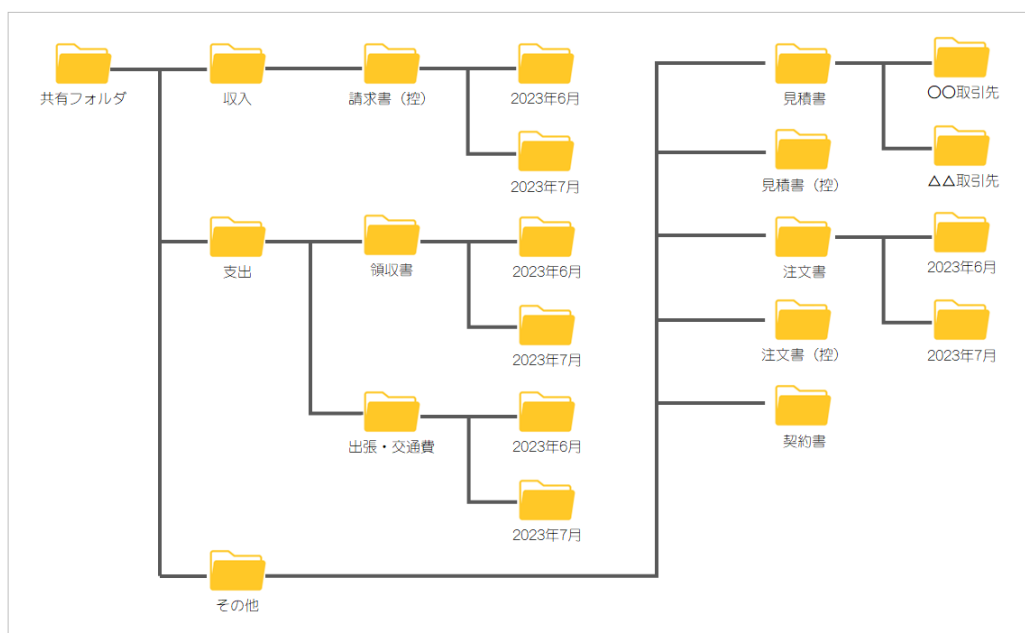


《Point》

- 年月別に管理する場合のメリットは、フォルダ数が多くなならない事が挙げられます。あらかじめ、月別の下層を原本フォルダとして作成しておけば、「アクションメニュー」 「複製」で一括コピーする事ができます。また、保存期間が終われば、対象の年月のフォルダを一括で削除する事もできます。
- デメリットは、目視で目的の書類を探すときに、書類名から探せない事が挙げられます。そのため、月別管理が必要ない書類はその他フォルダ等にまとめて管理したほうが良いでしょう。
- なお、PCA Hub eDOCでは、電子帳簿保存法の要件である、日付、取引先、取引金額の他にキーワード項目もあることから、キーワード項目に請求書、請求書控え、領収書、見積書等の書類名を登録しておけば、簡単に検索する事ができます。

◆証憑種類で作成

証憑種類別のフォルダ作成例です。



《Point》

- 種類別に管理する場合のメリットは、目的の書類を探す場合に、探しやすいことが挙げられます。例えば、出張・交通費から特定の書類を検索する場合、年月指定することなく出張・交通費フォルダから検索ができます。
- なお、下層においても経理締めが必要な書類については年月別にフォルダを作成し、そうでない書類はその他フォルダ等にまとめて管理したほうが良いでしょう。
- デメリットは、フォルダ数が多くなりやすいと思いますので、書類の種類毎に月別管理する、しないを考慮して作成頂いたほうが良いでしょう。
- なお、PCA Hub eDOCでは、電子帳簿保存法の要件である、日付、取引先、取引金額の他にキーワード項目もあることから、キーワード項目に請求書、請求書控え、領収書、見積書等の書類名を登録しておけば、簡単に検索する事ができます。

□ プログラムの著作権

この『PCA Hub eDOC』プログラム・マニュアルの著作権はすべてピー・シー・エー株式会社が所有しております。お客様は、ご自分の業務のために本システムをご利用になる他は、お客様以外の第三者に本システムを使用させることはできません。また、本システムのプログラム・マニュアル、その他を電氣的・光学的・その他いかなる方法でも、著作権所有者に無断で複写・複製することはできません。

□ 保証

この『PCA Hub eDOC』は、十分な注意をもって作成されておりますが、ご利用になった結果については、ピー・シー・エー株式会社は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

『PCA Hub eDOC』電子帳簿保存（電子取引）マニュアル：第3版 2024年4月

制作・総販売元：ピー・シー・エー株式会社 〒102-8171 東京都千代田区富士見1-2-21